

ほうじんかい

税と地域のための情報誌

特集 第33回法人会全国大会(長崎大会)

- 広報委員会企画一署長インタビュー
- 税金ミニ情報 ● 各会員交流会 他



シェイク・ザイド・グランド・モスク(アブダビ)



めざします企業の繁栄と社会への貢献

一般社団法人 千葉南法人会



- 1 《特集》全法連主催
第33回法人会全国大会長崎大会
平成28年度税制改正に関する要望を採択
- 4 税関連
源泉徴収事務・法定調書作成事務における
マイナンバー制度
- 5 県税だより
～地方税もエルタックスを
利用して電子申告してみませんか～
- 6 税務だより
～千葉南税務署からのお知らせ～
・申告書作成会場の開催日程
・税理士による無料申告相談
～申告書を作成して提出できます～
・「確定申告書等作成コーナー」の紹介
- 8 広報委員会企画
署長インタビュー
『千葉南税務署 小山署長に聞く』
- 9 身近な法律相談
「個人情報保護法の改正」

- 10 News
第25回役職員研修会／本年度納税表彰式
源泉部会課外研修会
第30回全法連全国青年の集い北海道大会参加
第2回税務研修会／第3回会員交流会
第13回青年部会租税教室
女性部会税を考える週間
第2回税務研修会／小山署長との懇談会／会員交流会
税を考える週間終わる
松ヶ丘支部 秋の会員交流会
第1・第2支部連合会交流会（千葉地区）
第4支部連合会交流会（五井地区）
- 14 コラム
健康相談 「保険制度について」
新展望シリーズ
「新しい農業の時代の幕開け②」
天満由美子の健康運
- 16 イベントetc
研修案内／行事予定／新会員紹介
- 18 お知らせ
新春記念講演会のお知らせ
- 20

表紙の言葉



シェイク・ザイド・グランド・モスク（アブダビ）

この建物は伝統的なイスラムのデザインを基に現代の建築者によって建設され、現時点で世界6番目の大きさのモスクです。

写真の外観にみられる白色は大大理石の色です。またモスク外観の装飾に金を使用し、中東の富を象徴するかのごとく豪華に作られています。

この外観も豪華なのですが、内部もまた素晴らしく柱や壁には大大理石に色とりどりの宝石や奇石を使用し、広いモスク全体をきらびやかに装飾しています。照明は1本数億円のスワロフスキーの巨大シャンデリアがモスク内に6本有りますが、このシャンデリアの1本1本が大きく、その美しさが世界最高級です。また世界最大の1枚物の手織りペルシャ絨毯もこのモスク内に

敷かれていて観光客の私たちがこの上を歩くことができます。

このペルシャ絨毯は世界最大の大きさゆえ、モスクに敷きつめるためには、土台ができた後に絨毯をまず敷き、その後で建物の柱・壁・天井を造ることで1枚物手織りペルシャ絨毯をモスク内に敷きつめることができたのだそうです。

草 笛

アメリカ大統領選で大方の予想を裏切るデッドヒートの末、トランプ大統領が誕生した。結果にクリントン派による暴動が起きた。

隣韓国でも任期を1年以上残すバク・クネ大統領に大スキャンダルが発覚。こちらでも100万人規模のデモが行われるなど窮地に立たされている。日本では今上天皇が生前退位を訴え、昭和天皇の弟・三笠宮崇仁親王が100歳という長寿を全うした。大きな時代の動きを感じる。歴史学者でオリエンタリストが専攻だったという三笠宮殿下、寡聞にしてその著書も未読だが、日本の歴史を知るには世界を知らなければとおっしゃったとか。皇族に生まれ、自身の歴史から日本、世界の歴史、そして人類の歴史までを研究をされたことだろう。昨今インターネットやSNSの台頭でこれまでタブーとされた「教科書に載らない歴史」が巷間を騒がせる。国民の誰もが発信者となり得る現代。最近目に付くのが「皇室」「明治維新」のキーワード。多くの研究者が「噴飯もの」と揶揄する。「万世一系の歴史」洋の東西を問わず、ときの統治者は歴史を都合よく書き換えるもの。真実の歴史は闇の中だ。それでも「疑う目」は持ち続け、日本の、いや人類の真のルーツを知りたいと思う。

第33回 法人会全国大会長崎大会

平成28年度

税制改正に関する要望を採択

去る10月20日(木)、長崎県・長崎市「長崎ブリックホール」において法人会全国大会と同時開催により、税制改正要望大会が開催され当会より高橋会長、麻雅副会長、時田副会長、向後税制委員長、山本税制副委員長、佐藤組織委員長、増田組織副委員長、佐川支部役員、伊藤事務局長が出席しました。
当日法人会会員100万人の総意として税制に関する定義を採択いたしました。



《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されておりとくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきである。

②同族会社も利益運動給与の損金算入を認めるとき経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員利益運動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方について検討を

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

①基幹税としての財源調達機能の回復国民がその所得に応じて負担する所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は広く国民全体で負担していくものとすべきである。

②各種控除制度の見直し各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図る

べきである。なお、女性の社会進出に向けて「配偶者控除」のあり方について議論されているが、税制だけでなく社会保障制度の見直しなど多角的な視点から検討する必要がある。働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、慎重に検討すべきである。

③個人住民税の均等割地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1)相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2)贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

地価は全国ベースでほぼ下げ止まり、三大都市圏や地方中核都市では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税

第33回 法人会全国大会長崎大会

平成28年度税制改正に関する要望を採択

者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4)法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他
(1)配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているもの

の不十分であり、さらなる見直しが必要である。
(2)電子申告
国税電子申告(eTax)の利用件数は、年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上を図るために、地方税の電子申告(eLTAX)との統一的な運用を検討すべきである。

《個別法令・通達関係》

1. 法令関係

①. 法人税関係

〔無形減価償却資産〕

(1)電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。
(2)引当金について、次のとおり損金算入を認めること。
〔引当金の損金算入〕

①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。
②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることからその繰入について損金算入を認めること。

〔電話加入権の損金算入〕
(3)電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。
(4)耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置
(5)建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

〔法人税の延納〕

(5)不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際合わせて利子税率を軽減すること。
〔申告書の提出期限〕

(6)会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

2. 所得税関係

〔土地・建物等の損益通算〕

(1)土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。
(2)土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

〔医療費控除〕
(3)医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

〔源泉納付〕
(4)源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休2日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

3. 相続税・贈与税関係

〔保険金・死亡退職金の非課税限度額〕

〔地震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置〕
(5)建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

〔源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休2日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

(1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1000万円に引き上げること。

〔相続財産からの控除〕

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

〔被相続人の保証債務の弁済〕

(3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

〔贈与税の配偶者控除〕

(4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2000万円は、昭和63年以来据え置かれていて、3000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

〔消費税の確定申告書の提出期限〕

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とするにと。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

〔消費税の届出書の提出期限〕

(2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

〔印紙税〕

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

〔固定資産税〕

(1) 固定資産税の免税点については、平成3年で降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。

(2) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

(3) 法人事業税について次のとおり改正すること。

① 資本金1000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなつているが、この制度を廃止すること。

② 二以上の地方自治体に事業所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

〔個人住民税〕

(4) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格様式の統一を図ること。

〔欠損金繰戻し還付制度・延納制度〕

(5) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

〔償却資産〕

(6) 固定資産税のうち、償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。

II. 通達関係

1. 法人税関係

〔修繕費〕

(1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

① 修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

② 修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

〔借地権〕

(2) 相当地の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引き下げること。

2. 相続税関係

〔取引相場のない株式の評価〕

(1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

(2) 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。

源泉徴収事務・法定調書作成事務における

マイナンバー制度



マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー（個人番号）や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

① マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行うことが必要となります。

※国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

(例1) マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認と身元確認）

(例2) 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証※など（身元確認）

※事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります（郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要がありません）。

平成29年分の給与所得者の扶養控除等

（異動）申告書

平成28年1月1日以後に提出する、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書については、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要になっています。また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出を受ける際に、給与所得者の本人確認を行う必要があります。

控除対象配偶者等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が控除対象配偶者等の本人確認を行う必要はありません。

平成29年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました

平成28年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に對して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿（注）を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。

(1) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書

(3) 退職所得の受給に関する申告書

(4) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）右記1～4の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限りです。

源泉徴収事務・法定調書作成事務において、マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類について（改正内容のお知らせ）

平成28年度税制改正により、以下の税務関係書類について、マイナンバーの記載が不要となりました。税務関係書類の種類により適用時期が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

①平成28年4月1日以後に提出すべきものについて
適用

税務署長等には提出されない書類であつて、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であつても所得把握の適正化・効率化を損なわな
いと考えられる書類へのマイナンバーの記載は要し
ないこととされました。

《例》給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の
配偶者特別控除申告書、給与所得者の（特定増改築
等）住宅借入金等特別控除申告書ほか

②平成28年4月1日以後に支払の確定する配当等や、
同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等
について適用

個人の方が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際
の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出（以
下「告知等」といいます。）をする場合で、その告知
等を受ける金融機関等が、その告知等をする方のマ
イナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えてい
るときは、その告知等をする方のマイナンバーの告
知又は特定口座開設届出書等への記載を要しないこ
ととされました。

《例》利子・配当等の受領者の告知、無記名公社債の
利子等に係る告知書の提出、譲渡性預金の譲渡等に
関する告知書の提出ほか

③平成29年1月1日以後に提出すべきものについ
て適用

申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告
等の後に関連して提出されると考えられる書類への
マイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》支払調書等の光ディスク等による提出承認申
請書（兼）本店等一括提出に係る承認申請書ほか

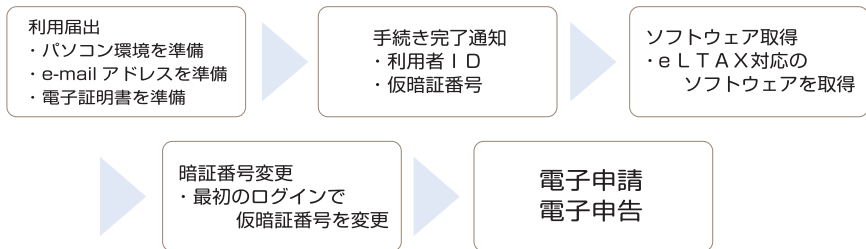
～地方税もエルタックスを利用して 電子申告してみませんか～

法人県民税・法人事業税の地方税も、e L T A X (エルタックス) を利用すればインターネット経由
で電子申告や電子申請が行えます。オフィスや自宅から申告※でき、また、複数の都道府県への申告
がまとめてできるようになるなど、大きなメリットがあります。

千葉県における電子申告率は、平成27年度末で49.43%でした。今年度の利用状況は平成28年
9月末現在で54.11%と、昨年同月と比べ6.06ポイント増え、年々増加傾向となっています。

※e L T A Xの利用時間は8時30分から24時です。(土・日・祝日・年末年始の12月29日から1月3日は除く)

e L T A Xご利用の流れ



お問い合わせ

e L T A Xホームページ [<http://www.eltax.jp/>]

e L T A Xヘルプデスク [☎ 0570-081459 (ハイシンコク)]

I P電話やPHSなどをご利用の場合：03-5500-7010

※朝9時から夕方5時。土日祝・年末年始を除きます。市町村税の申告にもご利用いただけます。詳細は、各市町村
民税担当課へお問い合わせください。

千葉南税務署からのお知らせ

【お問合せ先】 〒260-8688 千葉市中央区蘇我 5-9-1 TEL 043-261-5571（代表）
 ※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

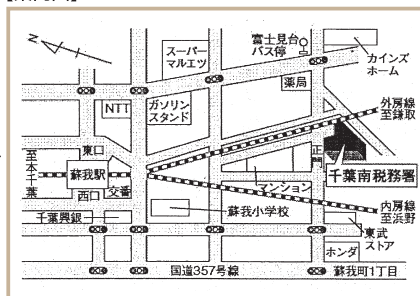
申告書作成会場の開催日程

開設期間	会場	所在地	時間
2月10日(金)～ 3月15日(水) ※土、日を除きます。(注)	千葉南税務署	千葉市中央区 蘇我5-9-1	【受付】 午前8時30分から(提出は午後5時まで) 【相談】 午後9時15分から午後5時まで

※ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は開場しません。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますので、ご了承ください。
- 2月1日(水)より作成会場開設中は、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。また、税務署近隣にも駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくことありますので、ご了承ください。

【案内図】



税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～」を実施しますのでご利用ください。

開設期間	会場	所在地	時間
2月7日(火)～ 2月8日(水)	姉崎保健福祉センター (アネッサ)	市原市椎津 1131	【受付】 9時～15時30分
2月16日(木)～ 2月28日(火)	千葉市緑区役所 市原市役所	千葉市緑区おゆみ野 3-15-3 市原市国分寺台中央 1-1-1	【受付】 9時～15時

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く)。
 なお、千葉市緑区役所及び市原市役所では、事業・不動産所得者の相談は行っていません。申告書等の提出のみの受付は行っていませんので、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 事業所得や不動産所得などのある方は、青色申告決算書または収支内訳書を事前に作成してお持ちください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類)の写しをご持参ください。
- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎている場合がございますがご了承ください。

おうちで作成、ネットで申告

【国税庁ホームページを利用すると】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され、計算誤りを防止することができます。また、作成した申告書等のデータを e-Tax を利用して送信することができるほか、印刷して税務署へ郵送等で提出することができます。



国税庁ホームページの **確定申告** **検索** ↑ Click!
www.nta.go.jp

「確定申告書等作成コーナー」 で「申告書」が作成できます！

作成が終わったら

「確定申告書等作成コーナー」 で申告書を作成すれば

- 税額などが自動計算されるので計算誤りなし！
- 事前に申告書用紙を準備する必要なし！
- 税制改正にも対応！

「確定申告書等作成コーナー」の
操作に関するお問い合わせは、

『e-Tax・作成コーナーヘルプデスク』

電話番号：0570-01-5901（e-コクゼイ）にお尋ねください。



e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Tax なら、こんないいこと

- ① 作成コーナーから電子申告
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 選付がスピーディー



書面提出

申告書等のデータを
印刷して、郵便等で
提出できます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

● 平成 28 年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、
マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

● 税務署では本人確認を行いますので、申告書を提出する際には、申告されるご本人の
本人確認書類の提示または写の添付が必要です。

《本人確認を行う時に使用する書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証など【身元確認書類】

※ 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください。（①の写しを添付する際は、表面及び裏面の写しが必要です。）

※ ご自宅から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。



愛称
マイナちゃん

『千葉南税務署 小山署長に聞く』



取材中の小山千葉南税務署長

2 今までの経歴と印象に残った仕事について教えてください。

東京国税局に採用されて、最初は速算税務署に着任、入場税や物品税など、消費税導入前の間接税事務に携わりました。昭和61年に東京国税局査察部に入りまして、今日に至るまで大口悪質な査察事件を立件するという事務に仕事の大半を費やしてきました。その間、甲府税務署広報官の時には、山梨県内の税に関する広報協力者の方々のところを車で行き、各地の名所・旧跡を含め、貴重なお話を聞くことが出来、随分と勉強になりました。また、財務省大臣官房秘書課監察官の時には、平成21年の自民党から民主党への政権交代があり、大臣も代わり、省内はかなり慌ただしかった記憶があります。大阪国税局査察部統括官の時には、土地勘のない地域の会社の内偵調査の傍ら、関西圏の経済をよく学び、理解することができました。異動の度、新しいことを見聞できることが新鮮で素晴らしい発見、経験となりました。苦労もありませんでしたが、どの職場でも先輩後進に恵まれ楽しく仕事ができたことに大変感謝しています。

3 千葉南税務署に着任しての第一印象はどうですか。

千葉南署は東京国税局管内の税務署の中では中規模くらいの署ですが、私にとって署長は初めてというところもあり、職員全員の顔が見え、変化もわかり、やっという仕事も見えるという目の届きやすいう署だと思っています。

管内は、北部が東京湾に面した石油化学製品等製造工場や石油コンビナートが連なる京葉臨海工業地帯、中央から南部にかけて、蘇我周辺

をはじめとした商業地域、市原市内陸部の農業地域となつている特徴的なところ。また、市原市には国指定史跡となつている上総国分寺跡があり千年以上前の栄華を感じられる歴史ある素晴らしいところと思います。

4 署の職員に日ごろからアドバイスされていることはありますか。

千葉南税務署には習熟があります。「健康一笑顔一思いやり」という創設時からのもので、職員全員にこの言葉をモットーに仕事をしましょうとお願ひしています。また、円滑な事務処理のため「整理」「整頓」「清潔」の3Sのキーワードもアドバイスしました。

5 どのような趣味をお持ちですか。

趣味は空手とジョギングです。剛柔流という流派の空手を30年以上やっていますので、普段は時間を作って腹筋、拳立て等をするようにしています。この7月に千葉南署に異動してからはあまり行っていないですが、国税局で土曜日の午前中にジョギングをするようにしています。休日の朝に住まい近くの公園に行きますと近所の方が集まりますので、そこから10キロほどおしゃべりしながら周辺を走り、汗をかいています。

6 健康管理のために何かされていますか。

趣味が空手とジョギングですので、それを完めたいアンチエイジングには運動がよいと思つて、体を動かすことにしています。また、有名な名所・旧跡とまで行かなくても、新しい発見と感動のできる場所巡りが楽しみです。がらりとどこかにジョギングをしに行つて散策をして、こんなところに地元歴史ある神社がある、花がある、絵がある、仏像がある、古い建物がある、というようになさしてみます。

7 好きな言葉や座右の銘をお聞かせください。

「堅忍不拔」という言葉でしょうか。19歳から空手を始めてずいぶん時がたちましたが、その空手の心得のひとつに「身体を練磨し、堅忍不拔の精神を涵養すること」とありまして、30年以上この言葉を信条としています。意思を強く、何があっても心を動かさず耐え忍ぶというような意味です。

8 最後に法人会や法人会会員に期待されることはありますか。

千葉南法人会の皆様は、小学生を対象とした租税教育として「税に関する絵はきコンクール」や「租税教室」を開催されているほか、市原農林業祭りやJ・R蘇我・五井駅での「ET&びーICT申告の普及活動、社会保障・税番号制度や税制改正に関する研修会、広報誌への税情報の掲載など」お心より感謝申し上げます。今後法人会の会員同士のネットワークを活用して地域の企業や他の団体と連携を密にしながら、より一層充実した事業活動を展開されますと、会員増強にも実が結ぶようご期待申し上げます。

1 出身地はどこですか。

新潟県上越市です。新潟県の南西部に位置し、日本海に面した平野にあり、関川とその支流からなる扇状地となつているところ。海岸沿いは砂丘、その内陸部に水田が広がります。上越市の港である直江津港の周辺は電気、化学工業の臨海工業地帯です。上越市は日本海側ですので、冬になれば特有の雪やみぞれを伴う北西の強い季節風が吹き、山間部は1階の屋根近くまで届くような多くの積雪があるなど荒天の日がほとんどで、冬に閉じれば太平洋側のお天気続きとは正反対なところ。また、その分、食べ物などは、豊富な雪解け水のおかげでコシヒカリなどのお米、地元の造り酒屋の日本酒がおいしいです。また、地元ゆかりの戦国武将に上杉謙信、直江兼次がいます。



取材中の広報委員

身近な法律相談

弁護士 柿田 徳宏

テーマ 『個人情報保護法の改正』

今回の「身近な法律相談」は、「個人情報保護法の改正」について取り上げます。

（質問1）

Q 個人情報保護法が改正されると聞きました。なぜ改正されるのですか？また改正に関するスケジュールを教えてください。

A 平成15年に成立した個人情報保護法ですが、それ以降個人情報を取り巻く環境は大きく変化しています。例えば、平成15年に比べて業者が集積できる個人情報の量は多種・多様、膨大になっており、いわゆる「ビッグデータ」という言葉も近時良く聞かれるようになりました。このような環境の変化を背景として、プライバシー等個人の権利利益保護を図りつつ事業活動を行うことが可能になるよう、

①利活用可能なデータは何かまた適正な取扱いとは何かについて明確にするため、②法施行からこれまでの状況に鑑みた現行法下における諸問題を解決するため、個人情報保護法は平成27年に改正されました。なお、施行されるのは平成29年春であるということは定まっていますが、具体的に何月何日に施行されるのかということは、本原稿作成時点（平成28年11月20日）では定められていません。

（質問2）

Q 個人情報を守らなければならない事業者の範囲が広がったと聞きましたが、具体的にどのような変わったのか教えてください。

A 現行法においては、取扱う個人情報で5000人分以下の

事業者については個人情報保護法における個人情報取扱事業者には当たらないとされており、そのような事業者は個人情報保護法を遵守する必要はないとされてきました。

しかし、インターネットの急速な普及によって、取扱う個人情報に関する個人の数が少なくても個人の権利利益を侵害する危険性が高まっています。改正法では、そのため5000人分以下の個人情報を取扱う事業者についても、個人情報保護法が適用されることになりました。つまり、個人情報データベース等を事業に利用している事業者はすべて個人情報保護法を遵守する必要があるようになりました。

（質問3）

Q 個人情報の定義について修正されたと聞きましたが、どのように変わったのか教えてください。

A 改正法においては、①たとえば指紋認識データ、顔認識データなどの個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換したものや、②パスポート番号

や免許証番号のように対象者ごとに異なるものとなるように業務の利用、商品の購入又は書類に付されるものについても、個人情報保護法の適用があることを明確にしました。

さらに、個人情報のうち、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等については特に配慮が必要な情報である要配慮個人情報として、通常の個人情報とは別の取扱い（取得についてあらかじめ本人の同意が必要となる）が必要になりました。

（質問4）

Q そのほかの主な改正点を教えてください。

A いわゆる名簿屋対策として、個人データを他社から譲り受けた場合には、そのような個人データの取得の経緯等を確認する義務と、提供に関する記録を作成し保存する義務が定められました。

また、匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備がおこなわれました。

以上



第25回役職員研修会

東天紅千葉
スカイウインドウズ店



研修中の役員

平成28年度第25回役職員研修会が9月16日、東天紅千葉スカイウインドウズ店で開催された。

今年の講演は千葉南税務署・小山俊明署長による「税の見聞」と、櫻井社会保険労務士事務所の櫻井紘一労務士による「中小企業の労務管理のポイント」と題するもの。小山署長の「税の見聞」では昭和61年に入局後20年ほど務めた東京国税局査察部のあと平成16年に甲府税務署、平成20年財務省、そして24年に大阪国税局査察部を経て現職にある。地方勤務である甲府と大阪、千葉での見聞を披露し

た。甲府市の信玄神社の手水鉢から滴る水滴を土中に埋めた瓶で受け、溜まった水に落ちる際に発する音が、まるで琴の音のようだという。「水琴窟」や高野山伝来の「三葉の松」など非常に興味深いと話す。

また大阪市においては数々の名勝地は言うに及ばず、毎年ニュースでお馴染みの同市造幣局の「桜の通り抜け」が印象に残っていると話す。満開の八重桜が咲き誇る4月中旬には構内通路を一般客に公開している。そのほか奈良明日香村の高松塚古墳など、在局中に訪れた様子を懐かしそうに語り、現職の千葉においては「佐倉宗吾」に強い関心を示した。その後査察制度について触れ、「故意に不正な手段で税金を免れた者への責任の追及は厳しいものとなる」と話し、査察調査の重要性を説いた。続く櫻井労務士による「中小企業の労務管理のポイント」では、「社員を雇うルールとその責任」として労働条件通知書の作成を呼びかけた。毎年全国では1万件以上のトラブルが発生、その6割弱が賃金、労働時間、仕事内容の問題だという。契約期間や就業の場所や業務内容、休日、休暇におけるまで、詳しく明示した通知書は

栄えある表彰おめでとうございます

11月16日(木)JFEみやぎ倶楽部において、本年度の納税表彰式が挙行され、当会関係として6名の方が表彰されました。

受彰された方々は納税道義の高



第1講座講師の
千葉南税務署
小山俊明署長



第2講座講師の
櫻井社会保険
労務士事務所
櫻井紘一労務士

トラブル発生を防ぐことができる。また就業規則をきちんと文書化するなど「規定類の整備」が必要と強調した。

その後「税務署との連絡協議会」が別室で開かれ、会長挨拶、来賓紹介に続き全法連福利厚生制度収入「3年10億円」増収計画優秀推進員・代理店の表彰が行われた。乾杯の後はそれぞれ挨拶を交わすなど歓談のひとときを過ごした。

場と税務知識の普及に貢献されるなど、永年にわたり税務行政に積極的に協力してこられた功績が高く評価され栄えある表彰を受けられました。

●千葉南税務署長表彰受彰者

常任理事 向後 勝弘

(株)向後構造設計事務所

理事 田中 實 田中自動車(株)

●千葉南税務署長感謝状受彰者

常任理事 鈴木美津江 (株)鈴木食品

理事 笹原 孝志 (株)笹原工務店

理事 根元 精一 (有)市津工業所

理事 石井 孝幸 (有)朝山工業



納税表彰式で受彰者記念撮影



成田山新勝寺
光輪閣 大山忠作画伯作「日月春秋」の襖絵
にて記念撮影

毎年恒例になっている課外研修会を9月14日に成田山新勝寺正式参拝と成田空港施設見学で開催いたしました。

成田山新勝寺では各会員企業の繁栄を祈願した他、光輪閣において大山忠作画伯作「日月春秋」の襖絵などを見学しました。

次に成田空港では制限区域内にある旧管制塔やA滑走路からの航空機の離着陸をはじめ2015年4月にオープンした第3ターミナル（LCC用）を見学し成田空港の変貌を学ぶことができました。今回も日頃体験できない研修となり参加した部会員より「来年も是非参加したい」との声がありました。

源泉部会課外研修会

成田山新勝寺正式参拝・成田空港施設見学

9月14日(水) 19名

青年部会

第2回 税務研修会 第3回 会員交流会

10月4日(火) JFEみやざき倶楽部 15名



説明中の千葉南税務署
小山署長

10月4日JFEみやざき倶楽部に「見聞談」と題し、千葉南税務署小山署長を講師に税務研修会を開催しました。研修では小山署長が過去に勤務された税務署での経験談やその地域の紹介等興味深いお話を頂きました。交流会では講師の小山署長にもご参加頂きたくさんの活発な意見がでて大変盛り上がりました。



受講中の青年部会員



成田空港 旧管制塔にて記念撮影

9月9日(金)旭川大雪アリーナで開催された第30回全法連全国青年の集い北海道大会に参加しました。大会では大会式典等に参加し、例年行われてる租税教室の優秀事業の発表やスキージャンプ葛西紀明氏の記念講演など盛りだくさんイベントがあり有意義な大会参加となりました。

2日目は舞台を札幌に移し、中央卸売市場の場外市場見学、北海道名物、ジンギスカンに舌鼓し参加者全員北海道を満喫することができました。

青年部会

第30回 全法連全国青年の集い北海道大会参加

9月9日(金)・10日(土) 旭川大雪アリーナ 8名



大会会場前にて記念撮影

第13回 青年部会租税教室

千葉南法 小谷小学校

千葉南法人会青年部会による第13回租税教室が10月25日、緑区おゆみ野の小谷小学校で開催された。この活動は小学生にビデオ映像やクイズで楽しく「税金」について考え、その必要性を学んでもらおうというもので年間数回千葉市、市原市の小学校を訪れている。

法人会の小河原研修委員の司会で始まり、廣澤教頭が「皆さんも買い物をするときには消費税を払っている立派な納税者です。今日はその税金について法人会の方の皆様に詳しく教えていただきます。しっかりと学んでください」と挨拶。続く高橋会長は「法人会というのは全国に100万の数を数える会社の社長さんたちの集まりです」と児童たちに説明、「絵はがきコンクール」応募に対し



研修中の小谷小学校の児童

「たくさんの応募をいただきありがとうございます」と述べた。教室では社会に生きている私たちの税金について「税金はなぜ必要なのか」「おもな税金の種類と仕組み」をテーマに6年生110人が参加して租税を学んだ。

先ずはボードやパネルを使って授業でも習った地図記号のおさらいをする。小中学校、警察署、裁判所と公共施設が登場、ついで児童たちの公共施設の認識度をチェックした予習をしていたかのように正確な回答が続き、滑り出しは快調だ。続くアニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」でも全員三角すわりで大人しく視聴していた。

ある日マリンとヤマトが公園でネコに怯える妖精を助けたことから3つの願い事を許されることに。おもちゃを買うにも消費税がかかり「面倒で嫌だ」と考えた二人は「税金をなくしてほしい」と頼んだ。映像では税金がなくなつた社会での様々な出来事が描かれる。火事に見舞われ助け出されても、その後大金を要求されることや、困って警察に駆け込んでも、相談や道案内にも料金が請求される。公共施設も資金不足で荒れ放題。これでは大変だと二人は妖精を探し出し、2つ目のお願いに「元に戻して」と頼む。そして3つ目には冒頭のお親子の火事をなかつたことにもなった。

10分間の休憩に入ると、税務署か

ら持参の1億円が入つたケースに我先にダッシュユシ、子どもらしい一面を見せた。札束を両腕に抱え「重い」「いや意外と軽い」などと口々に。「こんな機会は今後いつあるかわからないわよ」という先生の言葉に次から次と叫びたいりさすつたり感觸を確かめていた。

その後プロジェクトで税金の種類と流れを学ぶ。消費税25パーセントという北欧の例が紹介され、「サービスが充実していて国民の不満が少ない」ことなど興味深く聞いていた。最後に「お年玉に税金はかかるか」「ノーベル賞には？」などのクイズで、税金とはどういうものかをしっかりと確認することができたようだ。

「税金なんて必要ないと思つていましたが今日の租税教室で税金の有り難さがよくわかりました。またクイズはとても面白く、自分たちでも調べてみたいと思ひました」という

女性部

税を考える週間街頭PR活動に参加 11月12日(土) 5名



参加者で記念撮影



PR中の女性部会員

11月12日(土)市原市農林業祭会場にて開催された千葉南税務署管内納税6団体主催の税を考える週間街頭PR活動に高橋会長と女性部会役員が参加した。当日は千葉南税務署にも参加頂き、「千葉南税務署からの平成28年分確定申告のお知らせ」・未成年飲酒防止PR・税金クイズを多くの方に配布でき大変有意義なPR活動となりました。



参加者全員で記念撮影

児童代表の謝辞があった。学校には記念品、参加児童には文房具が贈呈された。



女性部会

第2回 税務研修会、
小山署長との懇談会、
会員交流会

9月29日、東天紅千葉スカイウインドウズ店を会場に「税務研修会」「小山署長との懇談会」「会員交流会」と三部構成で15名の参加で開催。

第一部 「税務研修会」



第2回税務研修会講師の
千葉南税務署 千葉副署長

千葉南税務署千葉隆史副署長を講師にお迎えし、「税務行政を考える」と題し税務研修会資料を基に国税庁の任務、使命、職員減少によるシステムの改修や事務の効率化・高度化e-tax等の更なる普及と質的向上、内部事務や滞納整理事務等の集中化による事務の効率化を実施させる事や、租税教育を学校関係者や関係団体と連携して実施するなかで、千葉南法人会女性部会の皆様には絵はがきコンクール等色々と協力し活動して頂き感謝しています。又、租税教室は、頂きの必要性を学ぶ上で大教室であることの講演をして頂きました。個人的には配属先では休みを利用して各土地の名所、名跡を散策したり、各地の担当者や出会った方々と



研修中の女性部会員

の交流を通じて素晴らしい人間関係を築かれています。

第二部 「小山署長との懇談会」

小山署長は今年の7月に千葉南税務署に着任されたという事もあり、新潟県上越市出身であることや職員へのアドバイスでは、「健康、笑顔、思いやり」をモットーに三つのSという事で、「整理、整頓、清潔」を日頃から心掛けています。趣味は19歳から始めた空手で、「堅忍不拔」という言葉を信条としており、これは空手の会の心得のひとつで、「身体を練磨し堅忍不拔の精神を涵養すること」とあり意思を強く何があっても心を動かさず耐え忍ぶというような意味でその言葉を大切にしているそ



懇談会中の
千葉南税務署 小山署長

うです。又、ジョギングを通じて地元を散策し、歴史のある神社、花、絵、仏像、古い建物等を見たり、共通の趣味を通じて知り合った方々との交流を大切にしているそうです。最後に女性部会に期待する事では、年々応募者が増加している小学校の絵はがきコンクールや市原市農林業祭の開催、マイナンバーや法人番号の普及に努めて頂き女性部会会員のフットワークで会員数を増やしていただけたらと願っています。

第三部 「会員交流会」では、会員同士講演会等の話に花が咲き、時間の経つのも忘れる程、和やかな雰囲気の家となりました。



研修中の女性部会員

税を考える週間
終わる



支部連合別税務研修会受講風景

国税庁が毎年開催している税を考える週間（11月11日～17日）は、国民各層により税の仕組みや目的を考慮してもらう為、各種行事を全国的に実施しているものであります。当会においても地区別税務研修会・女性部会による税を考える週間PR活動等を積極的に実施し税知識の普及に努めました。地区別税務研修会には、今年法人会にご加入された新入会員の皆様にも多数参加頂き、会員相互の交流の場として参加者より好評を頂きました。

第1・第2支部連合会員交流会（千葉地区）

**築地場外市場見学・
劇団四季ミュージカル
「ライオンキング」鑑賞**

10月6日(木) 参加者30名

毎年好評を頂いている千葉地区会員交流会を今年
は築地場外市場見学と人気のある劇団四季ミュージ
カル「ライオンキング」鑑賞で開催しました。当日
は天候にも恵まれ移転が近い築地場外市場の現況を
見学し、劇団四季ミュージカル「ライオンキング」
鑑賞では何度見ても感動する本場ブロードウェイさ
ながらのミュージカルを鑑賞することが出来ました。
参加者より来年も是非実施してほしいとの声があり
ました。



築地場外市場にて



四季劇場「春」にて



ステーキ「はま」にて



目黒雅叙園にて

松ヶ丘支部 秋の会員交流会

「第4回和飲パーティー」開催

11月19日(出) (横いまでや「蔵葡」) 22名

去る11月19日(出)今年で4回目を迎える松ヶ丘支
部主催秋の会員交流会「和飲パーティー」を今年
もお江戸築地にある横いまでや「蔵葡」にて22名参
加により開催しました。この交流会は同じ会員企
業でありながら日頃交流できない会員相互の交流
を目的に開催しております。今回はボジョレーヌ
ーヴォアの解禁直後の開催となり盛況な会となり
ました。



交流中の会員

第4支部連合 会員交流会(五井地区)
築地場外市場・目黒雅叙園百段階段・横須賀港めぐり見学

10月7日(金) 参加者17名

より見学する等、参加者にとつて
有意義な交流会となりました。

五井地区では今話題のスポット
めぐりとして築地場外市場・目黒
雅叙園百段階段・横須賀港めぐ
りにより会員交流会を開催しまし
た。今回は話題のスポットめぐり
ということでもあり築地ではまも
なく移転する場内市場にも足を運
び、目黒雅叙園では百段階段で開
催されている假谷崎省吾先生の生
け花展を見学、最後に横須賀では
遊覧船より「米軍第7艦隊」の基
地にもなっている米軍基地を船上

会社訪問

できたばかり。
生まれたての夢を実現するラボラトリー

ゆめラボ



代表取締役
原 一郎

株式会社 ゆめラボ

現代はインターネット社会です。どのような時もすべてインターネットのかかわるものが出てきます。インターネットがない時代に戻ることはできるのでいいですか？

電車に乗ってみると、周りの人たちはみんなスマートフォンを眺めています。みんなはそのディスプレイを凝視して操作しています。

若者たちだけではなく、あらゆる年代の人たちがスマートフォンを片時も離さずに持ち歩いています。

どんな場所でも必要な情報を素敵に与えられることができる、しかもそれは世の中みんなが欲しがっている「なくてはならない大切で最新のもの」。もう、インターネット社会ではそれを手放すことすら考えられなくなっていると感じています。

そんな時代の中で、わたしはどうしても仕事としてインターネットにかかりたいと思います。ある時、ある人物に出会い、そのインターネットの知識

や技術、そして可能性をしっかりと頭に焼き付けられたのです。

常に最新の実践の中でチャレンジャーを忘れず、そしてインターネットという巨大ダンジョンの中の強い敵を探して進んでいるひとでした。その知識と技術という強い味方をもとに、私のやりたいことが実現すると思っただけです。

それをついに具現化していくために、この【ゆめラボ】という「夢(ゆめ)を実現できる研究所(ラボラトリー)」が出来上がりました。

時代の最先端をリードする、つまりそれは未来を見つめながら、ひとつひとつ、そしてひとりひとりの夢を実現していきたくて考えています。

ゆめラボはできたばかりの会社です。企業を応援している千葉県に支えられながらその集合体の中「チバラボ」に誕生した、生まれたての会社なのです。企業しようとしての方たちから刺激を受けながら、ゆめラボから生まれる新鮮な出来立てのサ

イト。見る人々に安らぎと幸せを与えたいと思っています。デザイン担当はともフレッシュな感性を持って、みるみる新しいサイトにリニューアルします。それを眺めているのも社長の幸せですね。

わたしは空が大好きです。フルオーブンにしたマイカーで大好きな青空と風を感じています。この空は世界中につながっていて、まるでそれはインターネットのようなだと思えます。

会社のサイトを新しくしたい！インターネットでこんなサービスをやってみたい！会社の問い合わせが増えるといいな。オークションをやりたいけれど難しく。。。などなど、この世界の【ゆめ】をかなえたいと思っています。



株式会社ゆめラボ

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央2丁目5-1
千葉中央ツインビル2号館 7階
TEL: 043-215-8812
Mail: info@yumelabo.com



あなたのサイトに未来のゆめを

サイト制作、リニューアル
ネットショップ構築、運営
ロゴデザイン、チラシ制作
オークション代行 など



株式会社ゆめらぼ

dream laboratory.
"Yumelabo"

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央2丁目5-1
千葉中央ツインビル2号館 7階
TEL: 043-215-8812
Mail: info@yumelabo.com

<http://www.yumelabo.com/>

テーマ

『保険制度について』

今回の健康シリーズは、健康の方でも知っておいて欲しい保険制度について紹介します。なお、各保険の詳細な内容を知りたい方はこれを機に、インターネット等で調べてください。法人会に所属している会員およびその家族の方々は、日本の公的社会保障の「医療保険」「年金保険」「雇用保険」「労災保険」「介護保険」に加入しています。

「医療保険」には、社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度があり、「年金保険」には、国民年金、厚生年金、共済年金等の公的保険と民間保険（私的年金）があり、「雇用保険」とは、雇用に関する総合的保険制度（失業給付企業の行う雇用安定、雇用改善、能力開発、雇用福祉事業の助成）で、「労災保険」とは、「労働者災害補償保険」の略で、労働者の執務中の災害、通勤途中の災害に対して保障される保険給付制度です。

「介護保険」とは、介護サービスを受けるための制度（原則65歳以上が対象。例外として16の特定疾患の対象・40歳以上）で、介護度によって、限度があり、認定が

おりないと、サービスが受けられない保険です。

そこで、会員の方が日ごろ使う機会が多い保険制度の医療保険と介護保険について少し説明します。医療保険では「病気やケガ」の方を対象に治療を行うことを目的とし、医師が治療方針を決定し、被保険者であれば誰でもいつでも保険証を医療機関等の窓口で提出すれば保険を利用することができま

す。保険料の本人負担は特殊事例を除き基本的には3割（後期高齢者は種々の条件により1割、2割、3割に分けられる）で、どれだけ高額な医療費になるうとも保険料の負担率は変わらず、また、医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。高額療養費制度¹があります。70歳未満の方が「限度額適用認定証」²を保険証と併せて医療機関等の窓口に提示すると、1カ月の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで（現在は5区分に分かれていますが）となり、70歳以上75歳未満の方は、3区分に、75歳以上の後期高齢者保険の方は、3区分（条件

により4区分）に分けられます。

一方、介護保険では「要介護者」を対象に生活支援をすることを目的とし、基本的にケアマネージャー（介護支援専門員）が介護方針を決定しますが、被保険者であっても、住んでいる市区町村から要介護（もしくは要支援）と認定されなければ介護サービス（介護支援サービス）を受けることができず、認定を受けたからといって、すぐにヘルパーさんと呼び寄せてサービスを受けるといったことはできません。ケアプランは本人や家族でも作成可能ですが、専門的な知識が必要になるので、介護事業所に所属しているケアマネージャーに依頼して、その内容に沿ったサービスを実施していくこととなります。保険料の本人負担は基

本的には1割（一人暮らしで年収260万円以上、二人暮らし以上で年収346万円以上であれば2割負担）で、保険で給付される上限値が設定されているので、上限を超えた費用に関しては全額自腹になります。ちなみに、介護給付の上限額は、一番程度の軽い要支援1で497,000円、一番重度の要介護5で358,300円になります。（2016年4月4日現在）このように、保険制度を知らないで、「損」をすする事もあるので、各自で少しだけ調べることが、お勧めします。まずは、お住いの各県のホームページにいろいろな情報があるので、暇なときでも見てください。

簡単な表を作成しました。

医療保険と介護保険の違い

	医療保険	介護保険
対象者	被保険者全員	65歳以上の要介護者（特定疾病がある場合は45歳以上）
使用目的	病気やケガの治療	要介護者に対しての生活支援
使用内容	風邪、骨折、虫歯の治療など	介護相談、ケアプランの作成、介護施設の利用、訪問介護、福祉用具のレンタルなど
認定制度	なし	あり
方針の決定	医師	ケアマネージャーなど
保障内容	3割負担（一部対象者は1割・2割負担・公費負担（無料））	1割負担（一部対象者は2割）
保障の上限	なし	あり

新しい農業の時代の幕開け②

◆企業が農業に参入するときに考えなければならぬこと。まず、農業はバクチ(博奕)だということだ。

この夏、北海道では記録的な大雨で玉ねぎやレタスに大きな被害が出て、都会のスーパーではレタスが1玉500円という値段になり、大きな話題になりました。

では、スーパーで売られているレタスは何処のレタスなの？
そうですね。被害に全く遭わなかった地域のレタスなのです。レタスを箱に6個詰めて2000円で市場に卸せました。生産者は、畑にお札がバラまかれている様な錯覚さえおぼえたことでしょう。

普段、500円で売っているものが2000円で飛ぶように売れるのですから笑いが止まりません。泣く地域もあれば笑う地域もある。それが農業の現実です。それが台風に強い施設を作れば安定して栽培ができるという人もいますが、億単位の初期投資が必要に

なると覚悟しましょう。

市況が暴落したら、モロ大赤字の暴風雨が襲ってきますすけど、これらのリスクの勘案は専門のコンサルタントでも難しいのです。

農業参入するには、まずは初期コストのわからない栽培作物を手掛ける事です。そして、美味しもの、新規性があるものを探す事。(奇抜なものや栄養価を謳ったものは、やはりバクチ作物の部類に入ってしまうリスクが高いです。)

せっかくですので、おススメの逸品をご紹介します。食用ホウズキです。大変おいしいのですが、ま



食用ホウズキ

だまだ知られていない逸材でしょう。
◆今回は、もう一話。
山武市の北部でこの秋、イノシシが出てサツマイモが全滅した畑があるそうです。
まだまだ先の事と警戒していませんか？農家には寝耳に水の大悲劇。
イノシシは南の房総から今や北総地域にまで勢力地図を広げています。
ようです。千葉市も彼らの活躍圏内にすでに入っています。ご用心を！
さて、このイノシシ君、圏央道をドライブしてやってくるらしいのです。圏央道が出来て、神奈川方面から九十九里方面へのアクセスが大変よくなりましたけど、イノシシ君にとっても障害物のない高速バーンだったらしく夜中に家族で大暴走。
八街市を通り越して一気に山武市へ暴走です。いざれ圏央道は利根川を越えて茨城県と直通になります。
房総イノシシと筑波のイノシシが勢力争いをする日も近いかもしれません。
以上

事業鑑定士

天満由美子の健康運

(平成29年1月~3月)

『緩急を見定めましょう』

♊ おひつじ座 (3/21~4/20)

新しい出会いが心の栄養となりそうです。積極的に外に出て、機会を作るよう心がけて。すると不思議と身体も軽くなっていくようです。

♋ おうし座 (4/21~5/21)

何か迷ったら「変化」を軸に考えてみましょう。良い変化、悪い変化、整理して考えることでこれから何をすべきかの指針が見えそうです。

♌ ふたご座 (5/22~6/21)

この時期、弱気は損気になりかねません。しかしながら、無理をすと思わぬところでチャンスを逃す予感。自分の許容量を常に意識して。

♍ かに座 (6/22~7/23)

なんとなく身体が軽くなって行動的になる予感。予定を詰めすぎるのは考えものですが、不思議と色々こなせる時期ではあります。

♎ しし座 (7/24~8/23)

吾手を克服するチャンスが巡ってくるかも。身体に良い、とされている食物の中に吾手なものがあるなら、この時期思い切って挑戦してみてください。

♏ おとめ座 (8/24~9/23)

身縮籠にしたりおしゃやれをしたりすると、気分が軽くなったりするものです。気持ちよく明るく保ちましょう。新しい世界が見える可能性も。

♐ てんびん座 (9/24~10/23)

旅行の予定があるならば、備えはしっかりとして下さい。病院の場所の把握、保険証の用意など。備えあれば憂いなしで心軽く楽しめます。

♑ さそり座 (10/24~11/22)

喉をいたわることを心掛けて。感染の予防は喉、鼻が害です。乾燥、冷えに気をつけてマスクなどを活用しましょう。健やかにすごす鍵です。

♒ いて座 (11/23~12/22)

あれもこれも、と手を出すと多くが中途半端になるでしょう。しかし、あれもこれもやってみて、中から続けられるものが出てきそうです。

♓ やぎ座 (12/23~1/20)

天候は健康と密接に関係があるものです。ただの雨、とあなどらず適した格好、備えて対応して。もちろん足もとの注意は怠らないで下さい。

♈ みずがめ座 (1/21~2/19)

温めてきたことを実行に移したり、充電してきた力を放出する時期。しかし、他人に合わせてペース配分を間違ふとあとで疲れの原因に。

♉ うお座 (2/20~3/20)

頭を使うことで日頃のストレスがすっきりしよう。夢中になる効果は健康にも大いに好影響です。普段から時間を確保して熟成させてみて。

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです
—よろしく—

(株)セイワテクノス	菊間
市原市古市場 532-17 0436-79-6494 機械器具設置工	
(株)アドバンス・アゲイン	五中一
市原市五井中央西 1-14-21 亀田ビル3階 0436-24-1100 総合サービス業	
(株)テクノルーフ	生実
千葉市中央区生実町 1168-1 043-312-3626 建設業	
森敬(株)	南
さいたま市見沼区東大宮 6-7-15 048-685-0707 冠婚葬祭用品製造販売	
ホワイトクローバー(株)	生実
千葉市緑区おゆみ野 1-21-1 043-291-2819 造園工事業	
(株)成松加工	菊間
市原市菊間 2250 0436-42-6110 建設業	
林シャッター建材(株)	五東二
市原市五井 9053 0436-63-7914 建具	
パトナ(株)	土気
千葉市緑区越智町 1887 043-295-6790 仮設足場設計施工業	
相和流通(株)	誉田
千葉市緑区高田町 2297-17 043-293-7030 運送業	
(株)ゆめラボ	生浜
千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2号館 7階 043-268-4791 HP デザイン・WEB デザイン制作 ・ネットショップ立上げ運営管理	
(株)PRCeco	海岸千種
市原市千種 7-2-14 0436-63-6262 建設業	
居酒屋酒よい	五東三
市原市白金町 1-51-4 アーバン白金 101 0436-22-5170 飲食業	
(株)104号室	五中一
市原市五井中央西 2-7-15 ウルマ駅前ビル2F 0436-26-7633 飲食業	
(有)ハマダ食品	五中二
市原市岩野見 639-1 0436-21-1733 食品製造販売業	
龍澤富夫	南
松戸市新松戸 1-335-7 047-382-6140 税理士	

1月

■ 新設法人説明会

日時：平成 29 年 1 月 17 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時
 会場：宮崎公民館
 内容：会社の誕生と税金について
 講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 決算期別法人説明会

日時：平成 29 年 1 月 20 日 (金) 午後 2 時～午後 4 時 30 分
 会場：サンプラザ市原
 内容：決算や申告にあたっての留意事項
 講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

3月

■ 決算期別法人説明会

日時：平成 29 年 3 月 17 日 (金) 午後 2 時～午後 4 時 30 分
 会場：五井グランドホテル
 内容：決算や申告にあたっての留意事項
 講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 新設法人説明会

日時：平成 29 年 3 月 28 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時
 会場：宮崎公民館
 内容：会社の誕生と税金について
 講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

行事予定

1月

- 10日(火) 市原商工会議所新春賀詞交歓会
- 11日(火) 女性部会正副部会長税務署表敬訪問
第3回女性部会正副部会長会議
正副部会長税務署表敬訪問
第2回正副部会長
- 17日(火) 新設法人説明会
- 18日(火) 全法連賀詞交歓会
浅井税理士表敬訪問
- 19日(休) 新春記念講演会
新春賀詞交歓会
- 20日(金) 決算期別法人説明会
- 21日(土) 税務・経営無料相談
- 24日(火) 源泉部会定例研修会
第3回青年部会定例役員会
- 25日(水) 第1回県法連青年連協常任理事会
県法連新年賀詞交歓会
- 26日(木) 第3回女性部会定例役員会

2月

- 2日(木) 第3回常任理事会
- 7日(火)～8日(水)
青年部会確定申告PR活動
源泉部会定例会研修会
- 14日(火) 全法連税制セミナー
- 15日(水) 第3回千葉南優申会世話人会
千葉南優申会研修会
- 18日(土) 税務・経営無料相談
- 22日(水) 市原支部会員交流会
- 24日(金) 第2回組織委員会

3月

- 1日(水) 女性部会カルチャー講座
- 2日(木) 第3回税制委員会
- 3日(金) 第4回厚生委員会
- 6日(月) 県法連青年連協千葉サミット
- 8日(水) 第5回広報委員会(会報校正)
- 第5回広報委員会(会議)
- 9日(木) 第5回県法連事務局長会議
- 10日(金) 第3回総務委員会
- 16日(木) 第4回常任理事会
- 17日(金) 決算期別法人説明会
- 23日(木) 第4回理事会



外構工事は当社にお気軽にご相談下さい

建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン

有限会社 久野屋本店

本店 千葉市緑区誉田町1-789
 TEL (043) 291-0167(代)
 FAX (043) 291-7764

新春記念講演会・新春賀詞交歓会のご案内

講師

中部大学
総合工学研究所教授

たけだくにひこ

武田邦彦氏



日時 平成29年1月19日(木) 午後3時30分～

第1部 新春記念講演会

演題『震災後の原発・環境エネルギー』

第2部 新春賀詞交歓会

会場 ホテルポートプラザちば (JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」下車2分)

定員 先着150名

第1部 新春記念講演会 参加費 会員・非会員 無料

第2部 新春賀詞交歓会 参加費 会員 6,000円 非会員 8,000円

締め切り 平成29年1月10日(火)

問い合わせ 一般社団法人 千葉南法人会 〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5
TEL 043-264-4080

お願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、平成28年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当代会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第116号 平成28年12月発行
発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5
ケーブルビル201号
電話 043-264-4080
FAX 043-264-4680
E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 高橋紀男
編集 広報委員会
編集責任者 秋庭重樹
印刷・会員 (有)丸三印刷所

世界各国が結束して取り組むべき課題が多くあるなか、従来アメリカが中心となり、対処する態勢づくりをしてきたが、トランプ氏がそれをも十分に把握しているようには見えない。我々日本企業もトランプ氏を恐れることなく、次期政権の動きをいち早く把握し、今日本企業が抱えている問題を冷静に真剣に考えるべき時ではないだろうか。

トランプ氏は大衆の気持ちを読み込むこと、どうすれば人々を思うように動かせるか心得ていたような気がする。また、トランプ氏を押し上げたのはIT化やグローバル化に置き去りにされた白人を中心とする中間層の人々で「変化に賭けたのだ」とも言われている。

暴言満載なショーのような選挙ではあったが、トランプ氏が大統領になったらアメリカは終わりの「という声を多く聞くこともあり、トランプ氏が大統領になることを恐れていた。なぜトランプ氏が勝利したのか。日本人が注目すべき点だと思ふ。

編集後記

時期アメリカ大統領に共和党のドナルド・トランプ氏が、優勢が伝えられていた民主党のヒラリー・クリントン前国務長官を破り当選した。

桃の節句・端午の節句

守り続けてきた伝統の技に

こころが惹きつけられる。

ただ見ているだけでも

やさしい気持ちになれる。

そんな人形たちとともに、

初節句をお祝下さい。

伝統行事を通じて
家庭に豊かな心を



一般社団法人 日本人形協会加盟店 節句人形問屋



千葉県市原市姉崎1808-3 代表取締役 加藤庄司

☎ 0436-62-4151

こいとく

検索

Facebook

Twitter

お歳暮・お年賀商品は 専門店 マルハチで

千産
全勝
ちさんぜんしょう



 **マルハチ**

<http://www.08-08.co.jp>

千葉市緑区誉田町2-11
TEL 0120-12-0808
FAX 0120-54-0808

送ります。
全国どこでも **スピード配送!!**

本社直売店・誉田駅前直売店・土気あすみが丘直売店

ご贈答品等のカタログ送ります。お問い合わせ下さい。

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約**54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくとつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

D&I DO 大同生命保険株式会社

千葉支店/千葉県千葉市中央区新宿2-5-3
TEL 043-247-8861

AIU AIU損害保険株式会社

千葉支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
(WBGマリブイースト20F)
TEL 043-350-3170

F-7-1050(平成28年3月22日)